

P·S·TRUST

ソフトウェアレンタルサービスのご案内

1. レンタルサービスのご案内
2. レンタルサービスの内容
3. レンタルサービス約款

2013年4月版

1. レンタルサービスのご案内

弊社ではお客様に『必要な時に提供できるサービス』として、レンタルサービスを商品化しております。TraceMasterWin、Edit Win、Aerosketch、TraceMasterMultiXの各ソフトウェアをハードウェア込み・プロテクト・ライセンス発行・期間限定などお客様の業務に応じて選択頂けるよう準備しております。

ぜひこの機会にレンタルサービスをご活用頂きますようお願い申し上げます。
なお今後とも一層のサービス充実に努める所存ですので、ご高配を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

- ▶ レンタル期間中ハードウェアに不具合が発生し、明らかにその原因がお客様にある場合のハードウェアの修理費用に関しては、お客様にご請求いたしますのでご了承下さい。
- ▶ レンタル終了後、弊社までの返送費用はお客様のご負担となります。
- ▶ レンタル期間中の消耗品(乾電池など)はお客様のご負担となります。ケーブル類にしましては無償で交換となりますので、障害ケーブルを弊社まで送付いただきます。(弊社への配送費はお客様のご負担となりますのでご了承下さい)
対象ケーブル及びタッチペン
 - ・ 光波ケーブル TIF-TPSK・NIKN・PNTX・LICA
 - ・ 光波無線ケーブル MIF-TIF-TPSK・NIKN・PNTX・LICA
 - ・ TM無線ケーブル CT-23
 - ・ PHSケーブル PHS-TPSK・NIKN・PNTX・LICA
 - ・ PHS-モデムケーブル
 - ・ TM-PHSケーブル
- ▶ レンタルが終了し、弊社に返送の際は、必ずデータのバックアップを行ってください。弊社到着後はデータのバックアップの保証はございませんのでご了承下さい。

2. レンタルサービスの内容

①ソフトウェアレンタルサービス対象製品

TraceMaster Win Ver2.0 以上
Edit for Win Ver2.0 以上
TraceMaster MultiX Ver2.0 以上
TraceMaster MultiXEco Ver2.0 以上
Aerosketch Ver2.0 以上

②ハードウェアレンタルサービスの対象製品

シャープ Copernicus RW-A270
松下電器 TOUGHBOOK CF-18/19/D1、TOUGHPAD FZ-G1など

③通信機器レンタルサービスの対象製品

Bluetooth通信キット

④レンタルサービスの内容

・ソフトウェアに同梱のソフトウェア使用権許諾契約書に準じます。

⑤ソフトウェアレンタルサービスの料金(税込)

1ヶ月パック(1ライセンス)

	一般価格	保守加入価格
TraceMaster Win	¥86,400-	¥45,360-
Edit for Win	¥86,400-	¥45,360-
TraceMasterMultiX	¥172,800-	¥112,320-
MultiX観測オプション	¥97,200-	¥63,180-

⑥ハードウェアレンタルサービスの料金(税別)

1ヶ月パック

	一般価格	保守加入価格
シャープ Copernicus	¥64,800-	¥42,120-
松下電器 CF-18/19	¥129,600-	¥84,240-
松下電器 CF-D1	¥172,800-	¥108,000-
松下電器 FZ-G1	¥151,200-	¥98,280-

⑦通信機器レンタルサービスの料金(税別)

1ヶ月パック

	一般価格	保守加入価格
Bluetooth通信キット	¥43,200-	¥28,080-

レンタルサービス約款

第1条(総則)

本約款は、貴社(以下甲という)は、株式会社ピー・エス・トラスト(以下乙という)との間の賃貸借契約(以下レンタル契約という)について、別に契約書類または取り決め等による特約が無い場合に適用される。

第2条(レンタル対象物件)

乙は甲に対し、乙が甲に発行するソフトウェアレンタル証明書に記載するレンタル物件を賃貸し、甲はこれを賃借する。

第3条(発注、契約変更、キャンセル)

1. 甲は乙が申込を承諾した場合、注文書を乙に交付(FAXを含む)する。
2. 甲が前項により注文書を交付した後の注文の撤回はできないものとする。

第4条(レンタル期間)

レンタル期間は、甲が申込み乙が承認した期間とする。

第5条(レンタル期間の延長)

レンタル期間が終了する30日前までに、甲から延長するレンタル期間を定めてレンタル期間の延長申込があった場合、甲にレンタル約款の違反が無い場合に限り、乙はこの申込を承諾できるものとし、以後、繰り返し延長するときも同様とする。

第6条(レンタル料金)

1. 甲は、乙が発行のレンタル契約締結日に有効なレンタル料金表に基づいて算出したレンタル料、その他代金などの金額を、乙に対しレンタル期間の開始前日までに現金で支払うものとする。但し、レンタル料金を別途定めたときはそれに従う。
2. 甲は乙に対し、乙からの請求により、請求書記載のレンタル料をレンタル期間の開始前日までに乙の指定する銀行口座に現金を振り込む方法により支払うものとする。

第7条(レンタル物件の引渡し)

乙は甲に対し、レンタル物件を甲の指定する日本国内の設置場所において引き渡すものとする。

第8条(不可抗力)

乙が甲に対し納期までに天災、地変、火災、戦争、内乱、その他の不可抗力(乙の責に寄らないものに限る)によりレンタル物件の納期を完了できないことが明らかになったときは、その事由の継続する期間に限り、乙は遅延の責を負わないものとする。

第9条(担保責任)

1. 乙は甲に対し、引渡し時においてレンタル物件が正常な性能を備えていることのみを担保とし、レンタル物件の商品性または甲の使用目的への適合性については担保しない。
2. 甲がレンタル物件の引渡しを受けた後、一週間以内にレンタル物件の性能の欠陥を乙に対してしなかった場合、レンタル物件は正常な性能を備えた状態で甲に引き渡されたものとみなす。

第10条(レンタル物件の取換え)

レンタル期間中、甲の責によらない事由により生じた性能の欠陥によりレンタル物件が正常に動作しない場合は、乙は交換または修理するものとする。

第11条(レンタル物件の使用補間)

1. 甲は、レンタル物件を善良な管理者の注意をもって使用、補間し、これに対する費用は甲の負担とする。
2. 甲は、事前に乙の書面による承諾を得なければ次の行為をする事ができない。
 - 1) レンタル物件を第7条所定の設置場所以外に移動すること
 - 2) レンタル物件を第三者に譲渡、転貸または改造すること
 - 3) レンタル物件に貼付された所有者の所有権を明示する標識等を排除し、または汚損すること
 - 4) レンタル物件について質権および譲渡担保権、その他レンタル物件お所有権並びに乙の権利の行使を制限する一切の権利を設定すること
3. 光波、レンタル物件について他から強制執行その他法律的・事実的侵害がないように保全するとともに仮にそのような事態が生じたときは、直ちにこれを乙に通知し、かつ速やかにその事態を解消させるものとする。

第12条(レンタル物件の滅失・毀損)

甲の責めに帰すべき事由によりレンタル物件を滅失(修理不能、所有権の侵害を含む)または毀損(所有権の侵害を含む)した場合、甲は乙に対し、代替レンタル物件(新品)の購入代価相当額またはレンタル物件の修理代相当額を支払い、なお損害があるときはこれを賠償する。

第13条(レンタル物件の輸出禁止)

甲は、レンタル物件を日本国内においてのみ使用する。

第14条(ソフトウェアの複製の禁止)

甲は、レンタル物件の全部または一部を構成するソフトウェア製品(以下ソフトウェアという)に関し、次の行為を行うことはできない。

- 1) 有償、無償を問わず、ソフトウェアを第三者のために再使用权を設定すること
- 2) ソフトウェアをレンタル物件以外のものに使用すること
- 3) ソフトウェアを複製すること
- 4) ソフトウェアを変更または改作すること

第15条(サポートサービス)

乙は甲に対し、別途定めるサポートサービスを締結している場合に限り、レンタル物件のサポートサービスを別途定めるサポートサービス約款の範疇で実施する。

第16条(ソフトウェアバージョンアップサービス)

乙は、別途定めるソフトウェア保守サービスを締結している場合に限り、レンタル期間中にレンタル物件のバージョンアップ用製品が出荷された場合、乙はレンタル物件のバージョンアップ用製品を甲の指定する日本国内の設置場所において引き渡すものとする。

第17条(解約)

他に定める場合を除き、レンタル期間中、レンタル契約を解除することはできない。甲は、レンタル期間中にレンタル物件を返還した場合でも、レンタル期間のレンタル料金全額を乙に支払う。

第18条(債務不履行など)

1. 甲が次の各号のひとつに該当した場合、乙は、催告をしないでレンタル契約を解除することができる。この場合、甲は乙に対し、未払いレンタル料その他金銭債務全額を直ちに支払い、乙になお損害があるときはこれを賠償する。
 - 1) レンタル料の代金を滞納、またはレンタル契約の各条項に違反したとき
 - 2) 支払い停止、または手形・小切手を不渡りにしたとき
 - 3) 保全処分、強制執行、滞納処分を受け、または破産、和議、会社更生、会社整理等の申し立てがあったとき
 - 4) 事業を廃業し、または解散したとき
 - 5) 営業が引き続き不振であり、または営業の継続が困難であると乙が認めるとき
2. 乙に債務不履行が生じた場合に、乙が負担する損害賠償額は、当該レンタル契約に基づき乙が受領した代金を上限とする。

第19条(レンタル物件の返却)

1. レンタル期間の満了、解除、解約その他の事由によりレンタル契約が終了した場合、甲は乙に対し直ちにレンタル物件を乙の指定する場所へ返還するものとする。
2. 甲が前項の義務を怠った場合、甲は乙に対し、レンタル期間の終了日の翌日からレンタル物件の返還日まで、当該期間に係わるレンタル料相当額の損害金を支払うものとする。

第20条(支払遅延損害金)

甲が、レンタル契約に基づく金銭債務の履行を滞納した場合、甲は乙に対し、支払期日の翌日より完済に至るまで年14.6%の割合による支払遅延損害金を支払うものとする。

第21条(消費税等の負担)

甲は乙に対し、それぞれのレンタル料金に係わる税法所定の税率による消費税額、地方消費税額をレンタル料金に付加して支払うものとする。

第22条(引渡し・返還の費用負担)

1. レンタル物件の引渡し及び返還に関わる運送費等の諸費用は、原則的に甲の負担とする。
2. 運送費等の諸費用は、レンタル料金支払い時に全額支払うものとする。

第20条(支払遅延損害金)

甲が、レンタル契約に基づく金銭債務の履行を滞納した場合、甲は乙に対し、支払期日の翌日より完済に至るまで年14.6%の割合による支払遅延損害金を支払うものとする。

第21条(裁判管轄)

レンタル契約に関して紛争が生じた場合は、乙の本社所在地を管轄とする裁判所を専属管轄裁判所とする。

第22条(特約条項)

レンタル契約について、別途書面により特約下場合は、その特約はレンタル契約と一体となり、レンタル契約を補完および修正することを承認する。